

鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、県外に在住又は県外にある企業等に勤務するプロフェッショナル人材が、鳥取県内企業に県内で勤務して就職するために参加した面接等に係る交通費を助成し、県外在住者のプロフェッショナル人材の鳥取県内企業への就職を促進し、鳥取県内企業の人材を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 県内企業 鳥取県内に本社、支社、支店、事業所等を開設している又は開設する予定の企業をいう。
- (2) 面接等 鳥取県立ハローワーク又はとっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が仲介して行う採用面接又は企業見学及び鳥取県立ハローワークが参加を勧奨する就職フェア、企業説明会等への参加をいう。
- (3) 県外在住者 鳥取県以外に居住している者をいう。
- (4) 面接地 県内企業が面接等を実施する住所（鳥取県内に限る。）をいう。

(助成金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、本助成金の交付の対象となる者（以下「助成金対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

2 助成金対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鳥取県立ハローワークに求職登録をしている県外在住者
- (2) 県外の企業等において、専門的な技術や免許資格、知識や技能などを有し、事業の企画運営、海外進出、販路開拓、商品・サービス開発、生産性向上、技術開発、IT関連分野などにおいて、概ね3年以上の実務経験を有し、その技術や免許資格、知識や技能などを活かした職に就こうとする者
- (3) 面接等の参加にあたり、鳥取県立ハローワークの支援を受けた者

3 前項の規定にかかわらず、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が支援する者については、助成金対象者とする。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第1欄に掲げる経費とする。

(助成金の額)

第6条 助成金額は、別表第2欄に掲げる金額とする。

(助成金の利用回数)

第7条 前条の場合において、助成金対象者が本助成金を利用できる回数は、1企業当たり2回までとする。

(交付申請の時期等)

第8条 本助成金の交付申請は、面接等が終了した日から1月以内の日又は面接等の実施年度の3月20日のいずれか早いほうの日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 第4条第3項に規定する者については、前項とあわせて、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点支援証明書（別紙1）を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第9条 本助成金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
2 前項の通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(調整)

第11条 国、県、市町村その他公的支援機関又は県内企業等から本助成金と同主旨の助成を受けている場合は本助成金を支給しないものとする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

1 助成対象経費	2 助成金額
助成金対象者が県内企業への就職を目的とした面接等に参加するにあたり、助成金対象者の住所地等から面接地との往復の移動に要した次に掲げる経費（経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。） (1) 鉄道賃 (2) 航空賃 (3) バス料金 (4) 自家用車利用料 (5) レンタカー賃借料 (6) 高速道路料金 (7) 宿泊料	(1) 助成対象経費の合計額の2分の1以下とし、1,000円未満の額は切り捨てる。 (2) 助成金対象者1人につき、当該年度5万円を限度とする。
注1：自家用車利用料は、自家用車で移動した走行距離を算出（インターネット等の推奨ルートで距離計算）し、1kmあたり25円を乗じた額を助成対象経費とする。	
注2：レンタカー賃借料は、レンタカーで移動した走行距離を算出（インターネット等の推奨ルートで距離計算）し、1kmあたり25円を乗じた額を助成対象経費に加えることができる。	
注3：宿泊料は、日帰りの面接等が困難な場合に鳥取県内の宿泊施設の宿泊料を助成対象経費とし、助成対象経費の上限額は1泊あたり8,200円とする。	

(8) 利用回数及び 既助成金額	① 1回目	
	② 2回目	
	第1回	交付決定通知の文書番号 (第 年 月 日) 交付決定日 (平成 年 月 日) 交付決定金額 (円)
(9) 他の補助金の 活用の有無(予 定)	有 ・ 無 「有」の場合、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先(補助金を所管している団体名・部署名及び連絡先)を記入してください。	
(10) 振込口座情 報 (助成金を振り込 む口座の情報で すので、十分確認 の上記入してく ださい。)	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	普通預金
	口座番号	
	口座名義(カタカナ)	

<添付書類>

- (1) とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が支援する者については、(別紙1)を添付すること。
- (2) 面接・企業見学・就職フェア等参加証明書(別紙2)
- (3) 助成対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの
- (4) 自家用車利用及びレンタカー利用の場合は、インターネット等の推奨ルートで距離計算したページの写し等

様

鳥取県知事

印

鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金（以下「本助成金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 助成事業

本助成金の助成事業は、「鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 助成金交付額等

本助成金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本助成金の助成対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。

4 交付額の確定

本助成金の額の確定は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

5 助成規程の遵守

本助成金の收受及び使用、助成事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金交付要綱（平成28年4月1日第201600004047号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。

(別紙1)

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点支援証明書

年 月 日

鳥取県知事 ○○○○ 様

対 象 者	氏名	
-------	----	--

上記の者について、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が支援する者であることを証明します。

年 月 日

所在地 鳥取市東品治町111-1 (JR鳥取駅構内)

名称 とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点
氏 名

(別紙2)

面接・企業見学・就職フェア等参加証明書

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

対象者	氏名
面接等年月日	年 月 日
面接等の種別	1 企業見学 2 採用面接 3 就職フェア等

上記の者について、当社の面接等に参加したことを証明します。

年 月 日

<企業名>

所在地

企業名

証明者

役職・氏名

電話

<企業名>

所在地

企業名

証明者

役職・氏名

電話

<企業名>

所在地

企業名

証明者

役職・氏名

電話

※就職フェア等で複数の企業を訪問した場合は、それぞれの企業から証明を受けてください。